

# 名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修業務実施要領

## 1 研修実施に係るスケジュール

- (1) 開催準備 契約日から7月初旬までに行うものとする。
- (2) 研修開催 次の時期のうち、月曜日から土曜日までに実施するものとする。
  - ① 前期 8月1日から10月31日まで
  - ② 後期 11月1日から3月25日（12月20日から1月9日を除く。）まで

## 2 開催準備に関する業務

次に掲げる業務を、7月初旬までに行うものとする。

- (1) 開催日程の設定及び会場の確保  
別添「名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って、名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）と協議の上、年度内に研修の実施が完了できるように開催日程を定め、研修会場の確保を行うこと。また、研修会場の確保にあたり、幅広く市民が参加できるよう、市内の異なる地域で会場の確保を行うこと。なお、交通の利便性の高い会場で行うこと。
- (2) 研修プログラムの確定及び担当講師等の選定  
「仕様書」に従って、研修プログラムの確定及び担当講師等の選定を行うこと。また、本市が必要と認める場合は、双方協議の上、研修プログラムの変更を行うこと。なお、具体的な講師の選定に当たっては、本市と協議すること。
- (3) 研修方法  
研修方法については、研修の目的を達成するために、介護技術の実技に際して、実践的な方法を取り入れること。

## 3 開催要項の作成及び受講者募集

- (1) 開催要項の作成  
前期に係る研修については7月初旬まで、後期に係る研修については9月末日までに、研修プログラム、講師、開催日時、会場、申込み方法等を記載した開催要項を作成し、介護保険課あて提出すること。
- (2) 受講者募集及び決定
  - ① 研修の広報  
各研修の広報は、受講者の募集開始日までに、各事業所へ最も効果的な方法により行うこと。（郵送による広報については必ず行うこと。）  
なお、対象となる事業所については、別表1及び別表2のとおりとし、事業所のデータは介護保険課が提供する。ただし、介護保険課が有する事業所のデータは、名称、所在地、電話番号及びファックス番号であり、電子メールアドレスは把握していないため、これを踏まえた上で、効果的な周知方法を検討すること。
  - ② 受講者の募集及び決定  
各回の研修については、3（1）の開催要項により研修開催月の前々月20日から前月10日までの間募集を行い、前月15日（ただし15日が土日祝の場合は翌営業日）まで

に受講者を決定した上で、受講者が所属する事業所に通知すること。(受講希望者からの申込及び受講決定の通知については、ファックスにて行うこと。)

受講者は、1つの対象事業所あたり原則1名までとし、受講希望者が定員を超過した場合は抽選により受講者を決定するものとする。ただし、定員に満たない場合は、1つの対象事業所あたり複数名受講することを可能とし、また、「名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業業務仕様書」3(2)に規定にかかわらず名古屋市内に所在地がある介護保険法に基づく指定を受けた事業所の従事者であれば受講することを可能とする。

なお、受講者が各研修の定員に満たない場合は、追加募集を行う等、より多くの者が研修を受講できるよう努力すること。

#### 4 研修の実施

##### (1) 研修資料の作成

研修当日に用いるレジメ及びテキストを作成し、受講者数に応じて印刷するとともに、事前に介護保険課に提出すること。研修資料については、再生紙を使用すること。

なお、研修に有料のリーフレット等を使用する場合は、介護保険課と協議の上、受講者負担とすることができるが、1,000円程度の廉価なものとする。

また、当日出席者から回収するアンケートを印刷すること。

##### (2) 研修当日業務

###### ① 会場設営

会場設営に関しては、全て受託者の責任において行うこと。

###### ② 受付設置

受付において出席確認を行い、受講者に研修資料の配布を行うこと。

###### ③ 研修運営

研修の運営にあたっては、講師のほか、グループワーク等の演習に必要な要員を配置すること。なお、演習に必要な要員については、受付要員と兼ねても良い。

##### (3) 後日業務

回収したアンケート及び出欠状況を研修ごとに集計すること。

各期の終了後概ね1ヶ月以内に、回収したアンケート原本、アンケート集計結果、出欠状況及び研修資料一式を添付して、事業完了報告書を介護保険課へ提出すること。

なお、研修資料については、事前に介護保険課へ提出したものと変更がなければ、提出は不要とする。

**【別表 1】対象事業所（小規模介護事業所支援）※名古屋市内所在に限る。**

○訪問系事業所

居宅サービス（介護予防含む）	訪問入浴介護
----------------	--------

○通所・入所系事業所

居宅サービス（介護予防含む）	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（いずれも介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設と併設されているものを除く。）、特定施設入居者生活介護（定員 29 名以下のものに限る。）
地域密着型サービス（介護予防含む）	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

**【別表 2】対象事業所（復職者支援）※名古屋市内所在に限る。**

○訪問系事業所

居宅サービス（介護予防含む）	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

○通所・入所系事業所

居宅サービス（介護予防含む）	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス（介護予防含む）	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設